

物品購入等明細書

品名・件名	LanscopeEM一式（モバイルデバイス管理ツール）
要求課	総務部総務課
納入場所	総務部総務課
納期	令和8年11月1日

見積書 提出期限	令和8年9月8日
-------------	----------

品名	形状	数量	単価（税抜）	金額（税抜）
LANSCOPE エンドポイントマネージャー クラウド版のマップ年間ライセンス（※継続更新）	型番：AN/MP-M 賃借期間：令和8年11月1日～令和9年10月31日 ※現契約の満了日：令和8年10月31日	1 ライセンス		
LANSCOPE エンドポイントマネージャー クラウド版 ライトA 年間ライセンス（※継続更新）	型番：AN/CL-M 賃借期間：令和8年11月1日～令和9年10月31日 ※現契約の満了日：令和8年10月31日	80 ライセンス		
※継続更新分について、切れ目なくライセンスを行使できること。				
			合計	

モバイルデバイス管理ツールに関する調達仕様書

京都市上下水道局総務部総務課

1 概要

本件は、京都市上下水道局（以下「当局」という。）が別途調達するモバイル用途の PC について、当該機器に係る資産管理や位置情報管理、セキュリティ対策等の機能をインターネット経由で提供する Web（クラウド）サービスを調達するものであり、契約者は、当該要件を満たし当局が指定する Web サービスを利用するためのアカウント情報を納入し、当局に当該利用期間内の運用サポートを行う窓口を提供する。

2 サービス要件

項目	仕様等
ツール（サービス）名称	LanScope An [最新バージョン]（エムオーテックス（株））
ライセンス品名・数量	Lanscope エンドポイントマネージャクラウド版 ライトA_年間ライセンス 80ライセンス（管理対象デバイス台数） マップ年間ライセンス 1ライセンス
動作環境（管理者 PC） （管理対象デバイス）	Microsoft Edge Windows 11 Professional 64bit （セキュリティチップ搭載）
利用期間	契約締結後30日以内にアカウント情報が納入された日の翌月1日から1年間（一括支払い）。ただし、原契約の利用期限（令和8年10月末日）後に、継続利用ができること。 なお、当該期間終了時は利用継続または終了を選択できること。
機能要件	資産管理、位置情報管理、セキュリティ対策、レポート及びレシピ等の各機能を提供すること。
その他	地図使用登録を行うこと。

3 サービス品質

(1) 運用要件

ア 提供時間

- ・ 本サービスを利用できる時間は、別段の定めがある場合を除き、原則として、24時間365日とすること。

イ 計画停止

- ・ 本サービスの提供を中断または停止する場合、事前に当局に通知すること。ただし、緊急時の場合はこの限りでない。

ウ 障害監視及び障害復旧

- ・ 本サービス用設備に障害があることを知った場合、遅滞なく本サービス用設備を修理または復旧すること。

エ 同時接続利用者数

- ・ 当局から同時にサービスを利用できる最大の接続（管理対象）デバイス数は、80台とす

ること。

オ サービス変更告知

- ・ 本サービスの機能向上、機能追加（バージョンアップを含む。）または修正等を実施する場合、速やかに当局に、その旨を通知すること。

(2) 情報セキュリティ要件

ア 公的認証資格

- ・ サービス提供者はプライバシーマーク制度（JIPDEC）付与認定又はISMS/JIS Q 27001を保有していること。

イ アクセス制限

- ・ 管理者ごとにID・パスワードを発行し、ログイン認証が行えること。
- ・ 管理アカウントごとに個別に権限を設定できること。

ウ 通信

- ・ 端末とサーバ間の通信は、SSL等の暗号化により、第三者から通信が傍受されないような措置が講じられていること。

(3) データ管理要件

ア データ分離

- ・ 当局のデータが、他の利用者から操作されないよう、適切にデータを分離すること。

イ データ出力

- ・ サービスにより自動取得したデバイス情報に関するデータについて、管理者の画面から、CSV等で容易に出力できること。

ウ データ廃棄

- ・ 当局が本サービスの利用に関して本サービス用設備に保管していた情報及び伝送したデータ等は、原則、当局による本サービスの利用終了日より1箇月後に削除すること。

(4) サポート要件

ア 体制

- ・ サービスの操作方法・システム障害等、当局からの問合せについての一元的な窓口を準備すること。

イ 対応時間

- ・ アに係る問合せの対応時間は、原則として平日（土日及び祝日、12月29日から1月3日を除く）9時30分から17時30分まで（12時から13時までを除く）とすること。

4 損害賠償

債務不履行（3に係るものを含む。）、不法行為その他請求原因の如何を問わず、本サービス利用等に関して、サービス提供者が当局に対して負う損害賠償責任の範囲は、サービス提供者の責に帰すべき事由により当局に現実発生した通常の損害に限定されるものとし、損害賠償の額は、以下の額を上限とする。

- ・ 過去12箇月間に発生した本サービスの利用料金の平均月額料金の1箇月分
但し、本サービスの利用期間が12箇月に満たない場合、当該期間に発生した本サービスの利用料金の平均月額料金の1箇月分